

必要書類一覧

※一覧の順に並べ、インデックスを付してください

	優良認定必要書類	チェック欄	インデックス 番号
1	優良産廃処理業者認定制度に係る添付書類一覧（様式1）	<input type="checkbox"/>	1
2	誓約書（様式2）	<input type="checkbox"/>	2
3	環境省が指定した者が事業の透明性に係る基準に適合していることを確認している場合には、当該確認した者が発行する、事業者が基準に適合していることを証明する書類	<input type="checkbox"/>	3
	（公財）産業廃棄物処理事業振興財団が運営する「産廃情報ネット」により情報を公表・更新している場合には、同ウェブサイト上で発行されるその旨を証明する書類	<input type="checkbox"/>	
	「産廃情報ネット」以外で、申請者である産業廃棄物処理業者が利用できるホームページにより情報を公表・更新している場合には、インターネットによる情報公開状況報告書（様式3）及び情報を公表・更新した時点における当該ホームページの該当部分をプリントアウトしたもの	<input type="checkbox"/>	
4	ISO14001、エコアクション21等の認証を受けた際に発行される認証書の写し	<input type="checkbox"/>	4
5	情報処理センターである（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが交付する電子マニフェストの使用を証する書面（加入証）の写し	<input type="checkbox"/>	5

6	<p>国税（法人税及び消費税）、県税（県民税、事業税及び不動産取得税）及び市税（市民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税）、社会保険料及び労働保険料について、滞納がないことを示す以下の書類</p>		
	<p>・ 国税及び地方消費税 納税証明書（写し可）を直近3年分</p>	<input type="checkbox"/>	6-1
	<p>・ 県税（千葉県内に事務所等がある場合） 千葉県の県税事務所が交付する納税証明書（写し可）を直近3年分（個人の場合、県民税は市町村長が交付する納税証明書（写し可）を直近3年分）</p>	<input type="checkbox"/>	6-2
	<p>・ 市税（船橋市内に事務所等がある場合） 船橋市長が交付する納税証明書（写し可）を直近3年分、または市税納税証明書（1. 滞納がないことの証明）</p>	<input type="checkbox"/>	6-3
	<p>・ 社会保険料 船橋市内に設置している産業廃棄物処理業に関するすべての事務所等について納付すべき、年金事務所長等が発行する社会保険料納入確認書（写し可）を過去2年間分 ※ 国民健康保険の被保険者である場合は保険者が発行する納付証明書、控除証明書等の写し</p>	<input type="checkbox"/>	6-4
	<p>・ 労働保険料 船橋市内に設置している産業廃棄物処理業に関するすべての事務所・事業所について納入すべき、千葉県労働局長が発行する労働保険料納入証明書（写し可）を過去3年間分</p>	<input type="checkbox"/>	6-5

申請書の提出先

船橋市役所 4 階 廃棄物指導課 (TEL : 047-436-3814)

手数料

無 料

○本制度の詳細について

本制度の詳細については「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル 平成 23 年 3 月 (改訂 令和 2 年 10 月) 環境省環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課」を参照してください。

[環境省_優良産廃処理業者認定制度](#)